

2024年7月19日

「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」 の改正に伴うエコマーク認定基準の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

国の食品用器具に使用される材料に関するポジティブリスト制度の改正により、「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」（ガイドライン）（平成24年4月27日 食安発0427第2号）が2024年3月28日付で廃止され、「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和6年3月28日付け厚生食基発0328第7号・厚生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）が出されたため、認定基準の部分的な改定を行う。

2. 対象となる商品類型

- No.128 「日用品 Version1.25」
 - A. 食器
 - B. 台所・食卓・ランチ・レジャー用品

- No.140 「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.15」
 - A-1. 詰め替え容器
 - A-2. 付け替え容器
 - B. 省資源型の容器（食用油容器）
 - C. 無菌包装米飯容器
 - D. PET ボトル（容器）
 - G.再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装
 - I. プラスチックを使用した多重容器包装
 - J. 容器包装用プラスチック製資材

3. 改定箇所（変更箇所：赤字部分）

- No.128 「日用品 Version1.25」「分類 A. 食器」の記載例
- ### 4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(31)食品衛生法に定めるカドミウムおよび鉛などの溶出試験に適合すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）、または「~~食品用器具及び容器包装における~~

~~再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日食安発0427第2号）~~「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和6年3月28日付け厚生食基発0328第7号・厚生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。また、古紙または再生プラスチックを使用する食品用器具にあつては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」、または「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

※ 分類 B.「台所・食卓・ランチ・レジャー用品」も同様に(37)項を改定する。

- No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.15」「分類 G.再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装」の記載例

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (6) 食品用の容器包装については、厚生労働省「~~食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)~~」（平成24年4月27日食安発0427第2号）「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和6年3月28日付け厚生食基発0328第7号・厚生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「~~食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)~~」（平成24年4月27日食安発0427第2号）「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

※ 他の分類も同様に改定する。

分類 A-1 : (8)、A-2 : (8)、B : (12)、C : (7)、D : (6)、I : (6)、J : (6)

4. 改定日： 2024年8月1日

以上